

○クリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例

平成十四年十月八日

山口県条例第五十一号

クリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例をここに公布する。

クリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次の各号（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、第三号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号を除く。）に掲げるとおりとする。

- 一 クリーニング所は、次に掲げる要件を備えたものとする事。
 - イ 同一建築物内のクリーニング所以外の部分と隔壁等により区画されている事。
 - ロ 洗濯物の取扱いに支障を来さない適当な広さを有する事。
 - ハ 清掃を容易に行うことができる構造である事。
 - ニ 採光又は照明及び換気を十分に行うことができる構造設備である事。
- 二 天井は、ほこりの落ちない構造とする事。
- 三 洗い場の内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から一メートルまでコンクリート、タイル等の不浸透性の材料で腰張りする事。
- 四 洗濯物の受取又は引渡しをする場所及び仕上げの床は、板その他の耐水性の材料を用いる事。
- 五 洗濯物の受取又は引渡しをする場所には、手洗い設備を設ける事。
- 六 洗濯に使用する溶剤、薬品等を安全に保管することができる設備を設ける事。
- 七 洗濯物を洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものとに区分して保管することができる専用の設備を設ける事。
- 八 洗濯物の集配容器は、洗濯物を洗濯及び仕上げの終わったものと終わらないものとに区分することができるものとする事。
- 九 クリーニング所には、業務上不必要な物品を置かない事。
- 十 洗い場の汚水は、下水道又は衛生上支障のない場所に排水する事。
- 十一 テトラクロロエチレンを含む排液の処理は、排液処理装置等により適切に行う事。
- 十二 テトラクロロエチレンを含む廃棄物等の保管は、安全な保管設備により行う事。
- 十三 クリーニング所並びに洗濯物の保管設備及び集配設備は、毎月一回以上消毒する事。
- 十四 ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行う事。

十五 仕上作業に当たっては、従業者に清潔な作業衣を着用させること。

十六 従業者に定期的に健康診断を受けさせること。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。